

令和3年度

病院事業会計
市民病院事業収益的支出

第1款3項2目 その他特別損失

受付
番号

種目番号
-

連絡先

横浜市医療局病院経営本部
病院経営課

担当者名 山本

T E L 045-671-4825

設 計 書

- | | | |
|---|---------------|---|
| 1 | 委 託 件 名 | 旧横浜市立市民病院敷地土壤汚染状況調査等業務委託 |
| 2 | 履 行 場 所 | 横浜市保土ヶ谷区岡沢町56番地 旧横浜市立市民病院敷地 |
| 3 | 履行期間 (期限) | 契約締結日から令和3年11月30日まで |
| 4 | か し 担 保 | 不要 |
| 5 | そ の 他 特 約 事 項 | なし |
| 6 | 現 場 説 明 | 不要 |
| 7 | 委 託 概 要 | 本業務は、市民病院の移転に伴い、旧市民病院敷地の土壤汚染の有無を把握するために行う調査であり、土壤汚染対策法に基づく資格を有する者に委託するものです。 |
| 8 | そ の 他 | 『令和3年3月改訂 労務単価、技術者単価』適用 |

内 訳 書

名 称	数量	単位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
一般調査業務費					
直接調査費					
土地利用履歴調査	1	式			第1号内訳明細書
土壌汚染状況調査					
試料採取	1	式			第2号内訳明細書
削孔	1	式			第3号内訳明細書
直接調査費 計					
間接調査費					
簡易測量・準備	1	式			第4号内訳明細書
人員輸送	1	式			第5号内訳明細書
間接調査費 計					
諸経費	1	式			
一般調査業務費 計					
解析等調査業務費					
協議・打合せ	1	式			第6号内訳明細書
法及び条例に準ずる分析	1	式			第7号内訳明細書
報告書作成	1	式			第8号内訳明細書
解析等調査業務費 計					
調査業務価格					
消費税及び地方消費税相当額					消費税率10%
委託代金額					

内 訳 明 細 書

第 7 号

法及び条例に準ずる分析

名 称	形状寸法等	数量	単位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
第一種特定有害物質 (土壌ガス)						
ジクロロメタン		105	検体			
ベンゼン		1	検体			
第二種特定有害物質						
<土壌溶出量>						
溶出液作成		105	検体			
六価クロム化合物		105	検体			
シアン化合物		105	検体			
水銀及びその化合物		105	検体			
アルキル水銀化合物		105	検体			
セレン及びその化合物		105	検体			
鉛及びその化合物		1	検体			
砒素及びその化合物		105	検体			
ふっ素及びその化合物		3	検体			
ほう素及びその化合物		105	検体			
<土壌含有量>						
六価クロム化合物		105	検体			
シアン化合物		105	検体			
水銀及びその化合物		105	検体			
セレン及びその化合物		105	検体			
鉛及びその化合物		1	検体			
砒素及びその化合物		105	検体			
ふっ素及びその化合物		3	検体			
ほう素及びその化合物		105	検体			
計						

旧横浜市立市民病院敷地土壌汚染状況調査等業務委託 特記仕様書

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、横浜市医療局病院経営本部契約規程に従い、横浜市病院事業管理者(以下「市」という。)が受託者(以下「受託者」という。)に業務委託した「旧横浜市立市民病院敷地土壌汚染状況調査等業務委託」(以下「本委託」という。)に適用し、委託契約書、委託契約約款及び設計書を補足するものとする。なお、委託契約約款は横浜市財政局契約部が制定する契約約款を準用し、「市長」は「病院事業管理者」、「横浜市契約規則」は「医療局病院経営本部契約規程」と読み替えるものとする。

(準拠すべき図書等)

第2条 本委託は、委託契約書、委託契約約款、設計書及び本仕様書のほか、「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン(改訂第3版)」、法令及び市の指示する規程、要領、共通仕様書等に基づき行うものとする。

2 本仕様書における用語は、「土壌汚染対策法」(以下「法」という。)の定義のとおりとする。

(秘密の保持)

第3条 受託者は、業務遂行上知り得た秘密を他へ漏らしてはならない。

(業務の進ちょく等)

第4条 受託者は、業務の遂行にあたり、次の事項について十分配慮するものとする。

(1) 業務の遂行に際しては、市と緊密な協議を行うこと。

(2) 作業方法及び進ちょく状況等については、必要により適宜報告することとし、市の判断又は申出により随時検査を受けること。

(かし等)

第5条 業務完了後、受託者の過失又は疎漏等に起因する不良箇所等が発見された場合は、市の必要と認める訂正、補足その他必要な作業を速やかに受託者の負担において行い、その結果を市に報告するものとする。

(成果の帰属)

第6条 成果品又は業務遂行上得られた成果については、本仕様書において特にその帰属を限定したもの以外はすべて市の所有とし、受託者は、他に公表、譲渡、貸与又は使用してはならない。

(資料及びデータ等の提出等)

第7条 受託者は、本委託により作成された資料及びデータ等について、業務完了後はすべて市に提出又は処分若しくは消去しなければならない。ただし、市が特に保管又は管理を指示した資料及びデータ等については、この限りではない。

2 前項ただし書きによる場合、受託者は、市に保管明細書を提出しなければならない。

(貸与資料等)

第8条 市は、本委託の実施にあたり、必要となる資料等を受託者に貸与するものとする。

2 受託者は、貸与資料等の受渡し時には借用書等を提出して、その所在を明示しておくとともに、資料等の汚損及び忘失等のないよう厳重な管理を行うものとする。

3 受託者は、業務完了後は、貸与資料等を速やかに市に返還しなければならない。

第2章 業務内容等

(業務目的)

第9条 本委託業務は、有害物質使用特定施設(旧横浜市立市民病院)の使用の廃止に伴い土壤汚染の有無を把握するために行う調査であり、法、「横浜市生活環境の保全等に関する条例」(以下「条例」という。)に準拠するものとする。

(業務範囲)

第10条 本委託の業務範囲は、以下のとおりとする。

(1) 土地利用履歴調査(令和2年3月から有害物質使用特定施設使用廃止までの期間)

(2) 土壤汚染状況調査

ア 調査区画等の設定

イ 調査地点位置出し簡易測量

ウ 有害物質使用特定施設の使用廃止による調査

(ア) 法及び条例に準ずる土壤ガスの採取・分析(106検体)

(イ) 法及び条例に準ずる土壤試料の採取・分析(109検体)

エ 削孔(182箇所)

オ 報告書作成

(業務内容)

第11条 本委託の業務内容は、法、条例に準拠し、以下のとおりとする。

(1) 土地利用履歴調査の追完

令和元年度に市が実施した横浜市立市民病院土地利用履歴調査の成果をふまえ、その後一部施設が活用されてきた土地利用状況を取りまとめ、土壤汚染状況調査計画に反映させる。

(2) 土壤汚染状況調査

ア 調査対象物質

(ア) 有害物質使用特定施設の使用廃止による調査対象物質(排水経路、保管場所)

表-1のとおり

(イ) 有害物質使用特定施設の使用廃止による調査対象物質(旧市民病院施設、運搬経路)

表-2のとおり

イ 調査区画の設定

市が事前に実施した調査結果に基づき、法に準拠し、単位区画を設定すること。設定にあたっては、指導部署(横浜市環境創造局水・土壤環境課)と協議、確認を行うこと。

ウ 特定有害物質に関する調査地点の設定

市が事前に実施した調査結果に基づき、法に準拠し、調査地点を設定すること。設定にあたっては、指導部署(横浜市環境創造局水・土壤環境課)と協議、確認を行うこと。

エ 調査地点位置出し簡易測量

簡易な測量等で、現地にて調査地点を位置出しする。調査地点を変更する場合は、変更理由や変更位置について、市と協議を行うこと。

オ 土壤ガス・土壤試料の採取方法

法に準拠した方法で適切に採取を行うこと。

カ 土壌ガス・土壌試料の分析方法
法に準拠した方法で適切に分析を行うこと。

キ 報告書作成等

受託者は、分析結果が判明した時点で、速やかに市に中間報告を行い、最終的に調査方法、試料採取状況、分析結果等を報告書にとりまとめること。報告書とりまとめにあたっては、指導部署（横浜市環境創造局水・土壌環境課）と協議、確認を行うこと。

第3章 その他

（履行期間）

第12条 本委託の履行期間は、以下のとおりとする。

契約締結の日から令和3年11月30日まで。ただし、建物内での土壌ガス、土壌試料の採取は令和3年8月30日までに行うこと。

（疑義）

第13条 本仕様書に明記されていない事項については、市、受託者協議のうえ業務を実施すること。

（成果品）

第14条 本委託の納入成果品は、次のとおりとする。

（1）成果品と部数

ア 特定施設調査報告書・・・3部

（ア）分析結果（計量証明書添付）

（イ）土壌ガス・土壌試料採取記録（日時、採取地点図、現場写真、外観、土質、土色等）

（ウ）関係機関協議資料、その他

イ 上記を記録した記憶媒体（CD等）・・・1部

（2）納入場所

横浜市中区本町6丁目50番地10 市庁舎17階

横浜市医療局病院経営本部病院経営課

表－1 有害物質使用特定施設の使用廃止による調査対象物質（排水経路、保管場所）

対象物質		検体数		
		土壌ガス	土壌溶出量	土壌含有量
第一種特定有害物質	クロロエチレン	－	－	－
	四塩化炭素	－	－	－
	1, 2-ジクロロエタン	－	－	－
	1, 1-ジクロロエチレン	－	－	－
	シス-1, 2-ジクロロエチレン	－	－	－
	1, 3-ジクロロプロペン	－	－	－
	ジクロロメタン	83	－	－
	テトラクロロエチレン	－	－	－
	1, 1, 1-トリクロロエタン	－	－	－
	1, 1, 2-トリクロロエタン	－	－	－
	トリクロロエチレン	－	－	－
	ベンゼン	1	－	－
第二種特定有害物質	カドミウム及びその化合物	－	－	－
	六価クロム化合物	－	83	83
	シアン化合物	－	83	83
	水銀及びその化合物	－	83	83
	アルキル水銀化合物	－	83	－
	セレン及びその化合物	－	83	83
	鉛及びその化合物	－	1	1
	砒素及びその化合物	－	83	83
	ふっ素及びその化合物	－	3	3
	ほう素及びその化合物	－	83	83
第三種特定有害物質	シマジン	－	－	－
	チオベンカルブ	－	－	－
	チウラム	－	－	－
	ポリ塩化ビフェニル (PCB)	－	－	－
	有機りん化合物	－	－	－

土壌ガス調査は、環境省告示第 16 号による。

土壌溶出量調査は、環境省告示第 18 号による。

土壌含有量調査は、環境省告示第 19 号による。

表-2 有害物質使用特定施設の使用廃止による調査対象物質（旧市民病院施設、運搬経路）

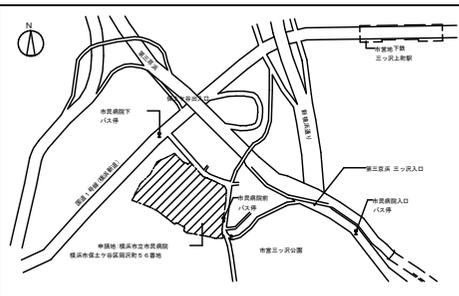
対象物質		検体数		
		土壌ガス	土壌溶出量	土壌含有量
第一種特定有害物質	クロロエチレン	—	—	—
	四塩化炭素	—	—	—
	1, 2-ジクロロエタン	—	—	—
	1, 1-ジクロロエチレン	—	—	—
	シス-1, 2-ジクロロエチレン	—	—	—
	1, 3-ジクロロプロペン	—	—	—
	ジクロロメタン	22	—	—
	テトラクロロエチレン	—	—	—
	1, 1, 1-トリクロロエタン	—	—	—
	1, 1, 2-トリクロロエタン	—	—	—
	トリクロロエチレン	—	—	—
	ベンゼン	—	—	—
第二種特定有害物質	カドミウム及びその化合物	—	—	—
	六価クロム化合物	—	22	22
	シアン化合物	—	22	22
	水銀及びその化合物	—	22	22
	アルキル水銀化合物	—	22	—
	セレン及びその化合物	—	22	22
	鉛及びその化合物	—	—	—
	砒素及びその化合物	—	22	22
	ふっ素及びその化合物	—	—	—
	ほう素及びその化合物	—	22	22
第三種特定有害物質	シマジン	—	—	—
	チオベンカルブ	—	—	—
	チウラム	—	—	—
	ポリ塩化ビフェニル (PCB)	—	—	—
	有機りん化合物	—	—	—
<p>土壌ガス調査は、環境省告示第 16 号による。 土壌溶出量調査は、環境省告示第 18 号による。 土壌含有量調査は、環境省告示第 19 号による。</p>				

【旧横浜市立市民病院敷地 位置図】

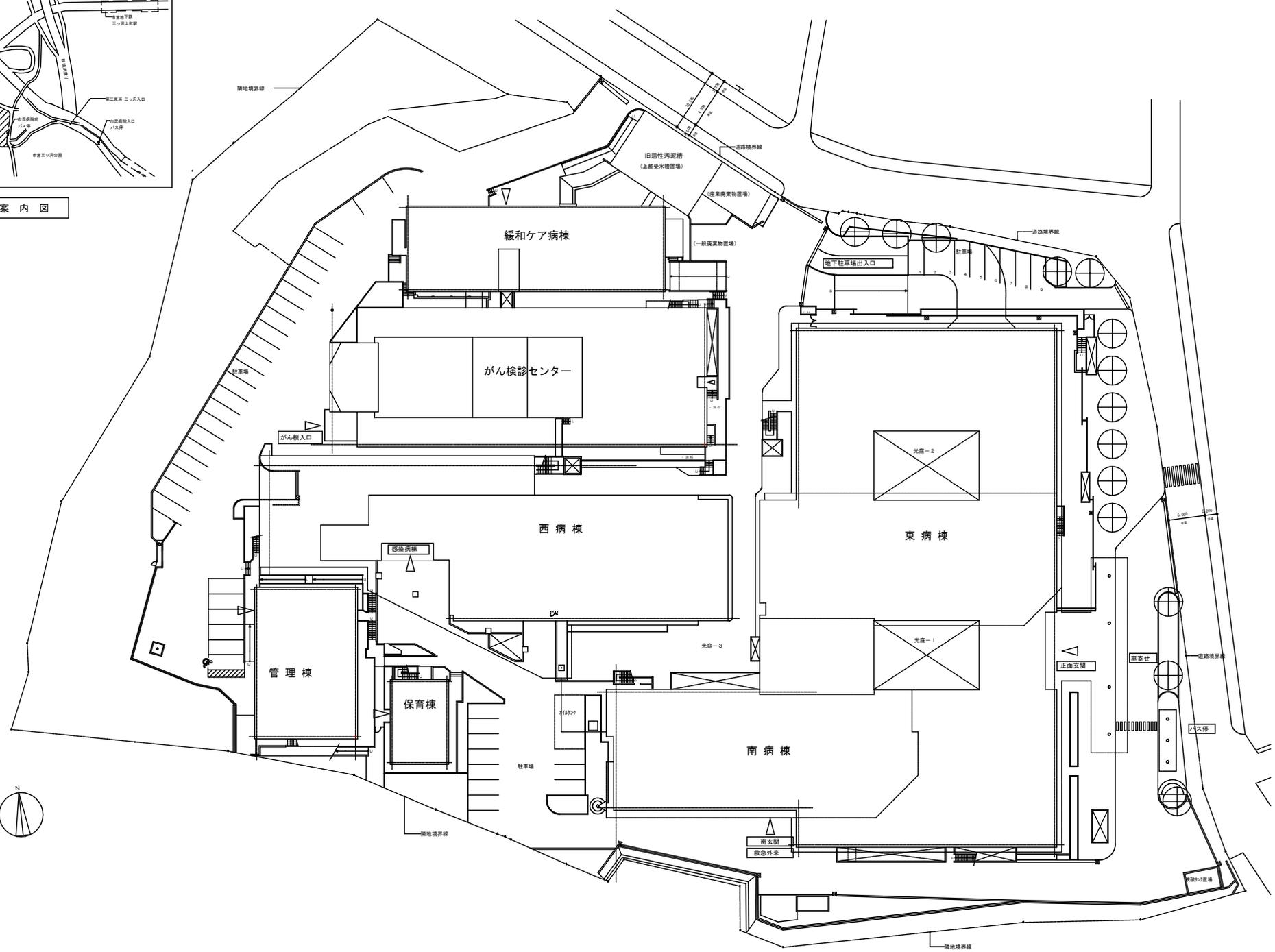


住 所	横浜市保土ヶ谷区岡沢町 56 番地
敷地面積	16,431.25m ²

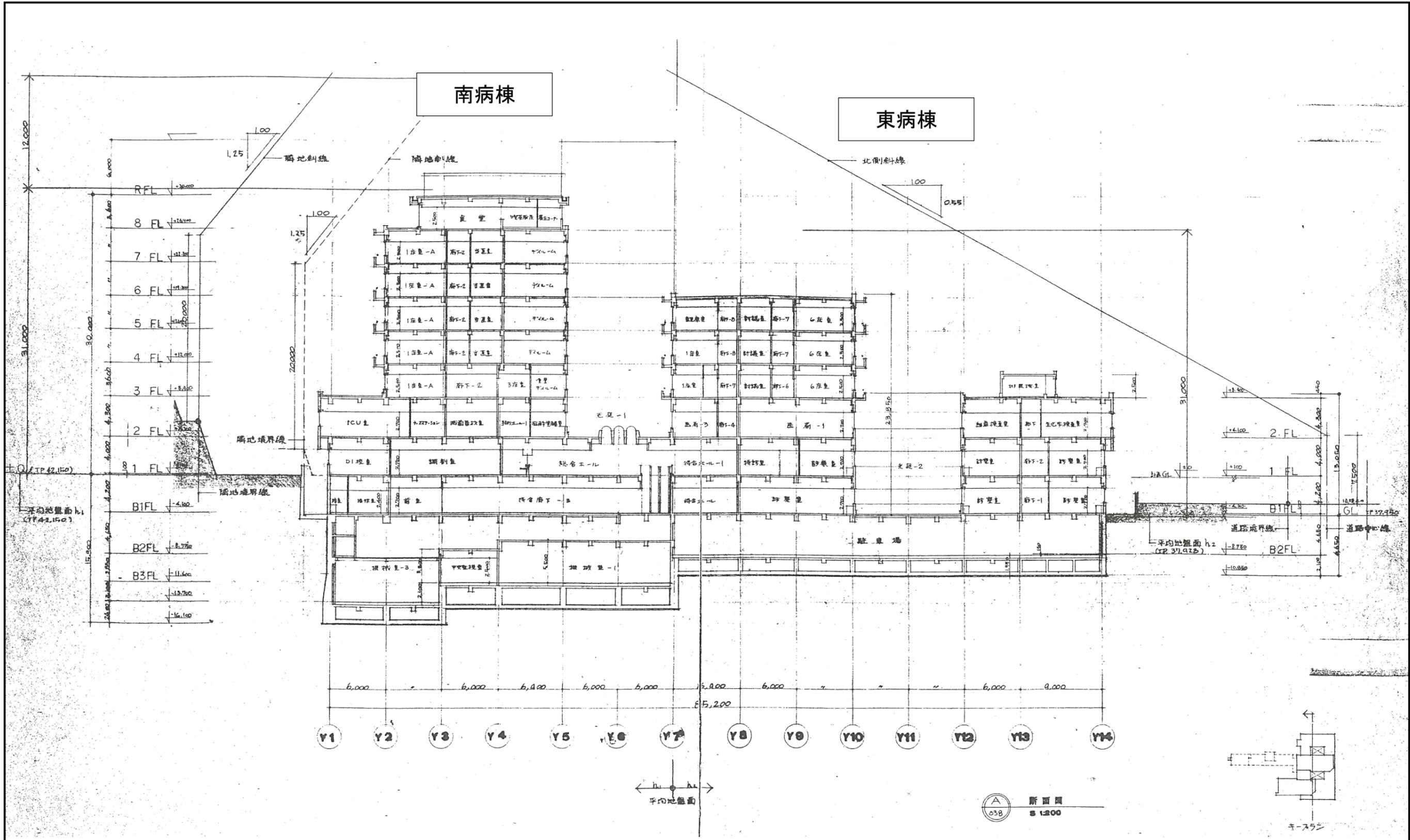
 調査対象地



案内図

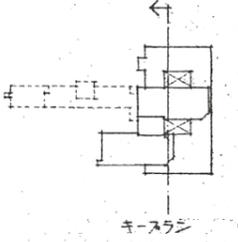


配置図



断面図 S:1/400

断面図
038
S 1:200





- 凡例
- : 敷地境界
 - : 起点
 - : 30m 格子線
 - : 10m 格子線
 - : 排水経路対象採取地点図
(土壌、土壌ガス採取地点)
 - ▲ : ガソリン保管場所採取地点
(土壌、土壌ガス採取地点)
 - : ハロン消防設備採取地点
(土壌採取地点)
 - ◆ : 廃棄物保管場所及び旧活性炭槽対象採取地点図
(土壌、土壌ガス採取地点)

参考図

おそれの比較的多い土地（地下部分）での採取等地点図

